

池田市美しいまち推進条例

(目的)

第1条 この条例は、吸い殻、空き缶等及び印刷物等のポイ捨て及び散乱、ふん害並びに落書き行為の防止について必要な事項を定めることにより、市、事業者及び市民等がそれぞれの責務を自覚し協働して美しいまちづくりを推進し、もって市民等の清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 吸い殻、空き缶等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、飲食物の残りかす、紙くず、木くず、プラスチックくずその他これらに類する物、飲食物その他の物品を収納し若しくは収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器(ふた、栓及びラベルを含む。)及び袋並びに包装し若しくは包装していた紙その他の物をいう。
- (2) 印刷物等 ビラ、ちらし、パンフレットその他これらに類する物をいう。
- (3) ポイ捨て 回収容器及び定められた場所以外の場所に捨てることをいう。
- (4) 回収容器 吸い殻、空き缶等を回収するための容器をいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する土地、建物、工作物等をいう。
- (6) 飼い主等 犬、猫その他の愛がん動物(以下「愛がん動物」という。)を飼育管理している所有者(所有者以外の者が飼育管理している場合は、その者を含む。)をいう。
- (7) ふん害 愛がん動物のふん尿により公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物等を汚すことをいう。
- (8) 落書き行為 公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物等に所有者、占有者若しくは管理者の意思に反して文字を書

き、又は図形若しくは模様を描くことをいう。

(9) 事業者 本市の区域内で事業活動を行うすべてのものをいう。

(10) 市民等 本市の区域内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は本市の区域内に滞在し、若しくは本市の区域内を通過する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、吸い殻、空き缶等及び印刷物等のポイ捨て及び散乱、ふん害並びに落書き行為の防止についての施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、吸い殻、空き缶等及び印刷物等のポイ捨て及び散乱、ふん害並びに落書き行為の防止について、事業者及び市民等に対して意識の啓発を図るとともに、市民等による自主的な活動を支援しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、自己の施設及び事業活動を行う場所並びにその周辺を清掃し、清潔を保持しなければならない。

2 吸い殻、空き缶等及び印刷物等のポイ捨て及び散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売、配布等を行う事業者は、吸い殻、空き缶等及び印刷物等のポイ捨て及び散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

3 自動販売機の設置又は管理を行う事業者は、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

4 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、屋外において自ら生じさせた吸い殻、空き缶等及び受け取った印刷物等を持ち帰り、又は回収容器若しくは定められた場所に収納しなければならない。

2 市民は、その居住する地域における清掃活動その他の美しいまちづくりの推進のための実践活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、吸い殻、空き缶等及び印刷物等が捨てられないために必要な措置を講じなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(美しいまちづくり月間)

第7条 市長は、市民等及び事業者の間に広く美しいまちづくりの推進についての理解と関心を深め、積極的に自主的な活動を行う意欲を高めるため、美しいまちづくり月間を設けるものとする。

2 市長は、美しいまちづくり月間において、地域における清掃活動その他の実践活動を、市民等、事業者又はこれらの者の組織する団体と協働して実施するよう努めるものとする。

(ポイ捨ての禁止)

第8条 何人も、吸い殻、空き缶等及び印刷物等のポイ捨てをしてはならない。

(印刷物等の回収)

第9条 公共の場所において、印刷物等を市民等に配布し、又は配布させたものは、その配布場所の周辺に散乱している当該印刷物等を回収するよう努めなければならない。

(ふん害の防止)

第10条 飼い主等は、愛がん動物が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物等においてふん尿を排した場合は、これを

回収する等の適切な処理を行い、ふん害を生じさせないようにしなければならない。

(落書き行為の禁止)

第 1 1 条 何人も、落書き行為をしてはならない。

(エコ・マーシャル)

第 1 2 条 市長は、吸い殻、空き缶等及び印刷物等のポイ捨て及び散乱、ふん害並びに落書き行為の防止に関する啓発、指導その他の活動を行わせるためのエコ・マーシャルを市職員のうちから任命することができる。

2 エコ・マーシャルは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 1 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第 1 4 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、2万円以下の過料を科する。

- (1) 第 8 条の規定に違反した者
- (2) 第 1 0 条の規定に違反した者
- (3) 第 1 1 条の規定に違反した者

2 市長は、前項の規定に基づき過料を科するための手続その他の行為を、エコ・マーシャルその他市長が指名する市職員に行わせることができる。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 4 条の規定は、平成 2 1 年 9 月 1 日から施行する。